保険料月額表〈被保険者負担分　単位：円〉　　令和6年3月（4月納付分）から適用

等級		標準報酬月額	報酬月額		健康保険 介護なし	健康保険 介護あり	健康保険 介護のみ	厚生年金 一般、坑内員・船員
					5.085％	5.885％	0.800％	9.150％
健	年		以上	未満	R6.3～	R6.3～	R6.3～	R2.9～
1		58,000		63,000	2,949.3	3,413.3	464.0	8,052.00
2		68,000	63,000	73,000	3,457.8	4,001.8	544.0	
3		78,000	73,000	83,000	3,966.3	4,590.3	624.0	
4	1	88,000	83,000	93,000	4,474.8	5,178.8	704.0	
5	2	98,000	93,000	101,000	4,983.3	5,767.3	784.0	8,967.00
6	3	104,000	101,000	107,000	5,288.4	6,120.4	832.0	9,516.00
7	4	110,000	107,000	114,000	5,593.5	6,473.5	880.0	10,065.00
8	5	118,000	114,000	122,000	6,000.3	6,944.3	944.0	10,797.00
9	6	126,000	122,000	130,000	6,407.1	7,415.1	1,008.0	11,529.00
10	7	134,000	130,000	138,000	6,813.9	7,885.9	1,072.0	12,261.00
11	8	142,000	138,000	146,000	7,220.7	8,356.7	1,136.0	12,993.00
12	9	150,000	146,000	155,000	7,627.5	8,827.5	1,200.0	13,725.00
13	10	160,000	155,000	165,000	8,136.0	9,416.0	1,280.0	14,640.00
14	11	170,000	165,000	175,000	8,644.5	10,004.5	1,360.0	15,555.00
15	12	180,000	175,000	185,000	9,153.0	10,593.0	1,440.0	16,470.00
16	13	190,000	185,000	195,000	9,661.5	11,181.5	1,520.0	17,385.00
17	14	200,000	195,000	210,000	10,170.0	11,770.0	1,600.0	18,300.00
18	15	220,000	210,000	230,000	11,187.0	12,947.0	1,760.0	20,130.00
19	16	240,000	230,000	250,000	12,204.0	14,124.0	1,920.0	21,960.00
20	17	260,000	250,000	270,000	13,221.0	15,301.0	2,080.0	23,790.00
21	18	280,000	270,000	290,000	14,238.0	16,478.0	2,240.0	25,620.00
22	19	300,000	290,000	310,000	15,255.0	17,655.0	2,400.0	27,450.00
23	20	320,000	310,000	330,000	16,272.0	18,832.0	2,560.0	29,280.00
24	21	340,000	330,000	350,000	17,289.0	20,009.0	2,720.0	31,110.00
25	22	360,000	350,000	370,000	18,306.0	21,186.0	2,880.0	32,940.00
26	23	380,000	370,000	395,000	19,323.0	22,363.0	3,040.0	34,770.00
27	24	410,000	395,000	425,000	20,848.5	24,128.5	3,280.0	37,515.00
28	25	440,000	425,000	455,000	22,374.0	25,894.0	3,520.0	40,260.00
29	26	470,000	455,000	485,000	23,899.5	27,659.5	3,760.0	43,005.00
30	27	500,000	485,000	515,000	25,425.0	29,425.0	4,000.0	45,750.00
31	28	530,000	515,000	545,000	26,950.5	31,190.5	4,240.0	48,495.00
32	29	560,000	545,000	575,000	28,476.0	32,956.0	4,480.0	51,240.00
33	30	590,000	575,000	605,000	30,001.5	34,721.5	4,720.0	53,985.00
34	31	620,000	605,000	635,000	31,527.0	36,487.0	4,960.0	56,730.00
35	32	650,000	635,000	665,000	33,052.5	38,252.5	5,200.0	59,475.00
36		680,000	665,000	695,000	34,578.0	40,018.0	5,440.0	
37		710,000	695,000	730,000	36,103.5	41,783.5	5,680.0	
38		750,000	730,000	770,000	38,137.5	44,137.5	6,000.0	
39		790,000	770,000	810,000	40,171.5	46,491.5	6,320.0	
40		830,000	810,000	855,000	42,205.5	48,845.5	6,640.0	
41		880,000	855,000	905,000	44,748.0	51,788.0	7,040.0	
42		930,000	905,000	955,000	47,290.5	54,730.5	7,440.0	
43		980,000	955,000	1,005,000	49,833.0	57,673.0	7,840.0	
44		1,030,000	1,005,000	1,055,000	52,375.5	60,615.5	8,240.0	
45		1,090,000	1,055,000	1,115,000	55,426.5	64,146.5	8,720.0	
46		1,150,000	1,115,000	1,175,000	58,477.5	67,677.5	9,200.0	
47		1,210,000	1,175,000	1,235,000	61,528.5	71,208.5	9,680.0	
48		1,270,000	1,235,000	1,295,000	64,579.5	74,739.5	10,160.0	
49		1,330,000	1,295,000	1,355,000	67,630.5	78,270.5	10,640.0	
50		1,390,000	1,355,000		70,681.5	81,801.5	11,120.0	

○健康保険料率 101.7/1000　介護保険料率 16/1000　年金保険料率 183.00/1000　子ども・子育て拠出金率 3.6/1000
○保険料は事業主と被保険者が折半で負担（児童手当拠出金については事業主が全額負担）
○納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額となります。
○被保険者負担分に円未満の端数がある場合
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切捨てし、51銭以上の場合は切り上げして1円となります。
②被保険者が被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切捨てし、50銭以上の場合は切り上げして1円となります。
（注）①②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理することができます。
○令和6年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。
※賞与にかかる保険料は支給額から1000円未満の端数を切り捨てて保険料率を乗じた額となります。
※賞与の上限は健康保険：年間573万円まで（年度ごと）、厚生年金：150万円（1ヶ月あたり）となります。
※令和2年9月より厚生年金の等級の上限が変更となり、新たに32等級（650千円）が設けられました。

令和六年四月発行　四月号　発行所　社会保険労務士法人　金原事務所
長崎市興善町四番二号　金原ビル
TEL（八二三）三九〇〇番
FAX（八二六）八七九二番

No.802

所報 かなはら

令和６年 4 月

社会保険労務士法人
金原事務所

被保険者数が51人以上の企業等の
事業主のみなさまへ

令和6年10月から
パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。
この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

現　在		令和6年10月～
被保険者数 101人以上の企業等	▶	被保険者数 51人以上の企業等

厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは?

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。
※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

加入対象（短時間労働者）の要件は?

被保険者数51人以上の企業等（特定適用事業所）に勤務する以下の条件に**全て該当**する方が短時間労働者として加入対象となります。

□週の所定労働時間が20時間以上
□月額賃金が8.8万円以上
□2カ月を超える雇用の見込みがある
□学生ではない

令和6年度の雇用保険料率について

～令和5年度と同率です～

◆令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです（令和5年度と同率です）

令和5年4月1日以降の最初に到来する締め日により支給される給与から変更となります（賃金締切日が基準）

〈令和6年度の雇用保険料率〉

負担者 ＼ 事業の種類	① 労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋② 雇用保険料率
一般の事業	**6/1,000**	**9.5/1,000**	6/1,000	3.5/1,000	**15.5/1,000**
（令和５年度）	6/1,000	9,5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業 ※	**7/1,000**	**10.5/1,000**	7/1,000	3.5/1,000	**17.5/1,000**
（令和５年度）	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	**7/1,000**	**11.5/1,000**	7/1,000	4.5/1,000	**18.5/1,000**
（令和５年度）	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

（枠内の下段は令和５年４月～令和６年３月の雇用保険料率）

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和6年度の労災保険率について

◆令和6年4月1日以降から下表の通り改定されます

労 災 保 険 率 表

（単位：1/1,000）　　（令和６年４月１日施行）

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率(新)	労災保険率(旧)
林業	02又は03	林業	52	60
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13	16
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5
	25	採石業	37	49
	26	その他の鉱業	26	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34	62
	32	道路新設事業	11	11
	33	舗装工事業	9	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5	9.5
	38	既設建築物設備工事業	12	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6	6.5
	37	その他の建設事業	15	15
製造業	41	食料品製造業	5.5	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4
	44	木材又は木製品製造業	13	14
	45	パルプ又は紙製造業	7	6.5
	46	印刷又は製本業	3.5	3.5
	47	化学工業	4.5	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6	6
	66	コンクリート製造業	13	13
	62	陶磁器製品製造業	17	18
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23	26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5	5.5
	53	鋳物業	16	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5	6.5
	55	めつき業	6.5	7
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5	5
	57	電気機械器具製造業	3	2.5
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4	4
	59	船舶製造又は修理業	23	23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5
	61	その他の製造業	6	6.5
運輸業	71	交通運輸事業	4	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5	9
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9	9
	74	港湾荷役業	12	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	13
	93	ビルメンテナンス業	6	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
	94	その他の各種事業	3	3
	90	船舶所有者の事業	42	47